

川崎市若手技術者・女性技術者表彰要綱選考基準

第1 要綱第2条第1項の規定による被表彰者は、次に定める者とする。

2 被表彰者は、川崎市内に本社がある工事の受注事業者に監理技術者又は主任技術者として従事し、川崎市が発注する請負金額500万円以上の工事案件を、評価年度に1件以上完成させ、そのすべての案件（以下「対象案件」という。）のうち、川崎市請負工事監督規程（昭和43年川崎市訓令第4号）及び川崎市請負工事検査規程（昭和43年川崎市訓令第5号）に定める工事成績評定書における成績評点（以下「成績評点」という。）が75点以上の案件において、次に定める基準を満たす者。

(1) 若手技術者部門

工事完成年度の年齢が満40歳未満の被表彰候補者

(2) 女性技術者部門

女性の被表彰候補者

第2 要綱第2条第2項第2号の規定による「その他表彰することが不相当と認められるもの」は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 所属している事業者が、社会保険（健康保険、厚生年金保険等）に加入義務があるのにもかかわらず、未加入であることが判明したもの

(2) 選考基準第1の2（1）（2）に定める基準を満たす者が、対象案件を含む全ての工事において、完了検査後に表彰することが不相当と認められる事実が発覚したもの

(3) 選考基準第1の2（1）（2）に定める基準を満たす者が、評価年度に完成させた他の工事において、成績評点65点未満の案件があったもの

(4) 所属している事業者において、本市との訴訟が係属中であるもの。ただし、要綱第3条に定める川崎市優良事業者審査委員会（以下「委員会」という。）において特段の理由があると認めるときはこの限りでない

(5) その他、委員会において表彰することが不相当と認められたもの

第3 要綱第3条3項における「被表彰者の選考の基準について必要な事項」は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 被表彰者は、上位3位までとする。

(2) 対象案件のうち、成績評点上位3位までの点数の者が複数いる場合は、すべての者を被表彰者とする。

(3) 被表彰候補者の推薦様式は別紙のとおりとする。

附 則

この基準は、平成29年5月1日から施行する。

この基準は、令和元年5月1日から施行する。

この基準は、令和2年5月15日から施行する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市若手技術者・女性技術者表彰推薦書

年 月 日

川 崎 市 長 様

(推薦者)	
業 者 番 号	
(商号または名称)	
事業者名	
建設業許可番号	
ふりがな	
代表者氏名	
電話番号	()
F A X 番 号	()
メールアドレス	@

次のとおり被表彰候補者を推薦します。

ふりがな			
氏 名			
生年月日	年 月 日 (歳)	性 別	
該当工事における役割	<input type="checkbox"/> 監理技術者	<input type="checkbox"/> 主任技術者	
推薦する技術者表彰	<input type="checkbox"/> 若手技術者表彰	<input type="checkbox"/> 女性技術者表彰	

推薦の対象となる工事

契約番号		成績評点		点
件 名				
工 期	年 月 日	～	年 月 日	

<推薦理由>

- 設計図書及び適用すべき諸基準等を理解し、現地調査を踏まえた施工計画の作成及び施工管理（工程管理、品質管理等）を適切に行っている。
- 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）に対して、明確な根拠に基づき、適切な判断を行い、対応している。
- 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
- 業務に関する専門知識や技術を得るため、積極的に資格取得等に取り組んでいる。
- 自らの知識や経験を活かし、後進の技術者を指導、育成している。
- その他

- 応募は、技術者1名について1件です。
- 推薦理由については、必ず1項目以上は選択してください。（複数選択可）
- 添付書類：生年月日や性別が判別できるもの（資格証の写し、健康保険被保険者証等）、合格通知書

被保険者証の写しを添付する際には、被保険者等記号・番号及び保険者番号をマスキング（黒塗り）して提出してください。

マスキング（黒塗り）の見本

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	〇〇〇〇
		〇〇年〇〇月〇〇日交付
	記号	番号
氏名	□□	□□
生年月日	□□	〇〇年〇〇月〇〇日
性別	△	
資格取得年月日	〇〇年	〇〇月〇〇日
事業所名称	□□	会社
保険者番号	■	
保険者名称	□□□□	協会 □□□□ 支部
保険者所在地	□□市□□区□□町	〇丁目〇番地
		印

マスキング
(黒塗り)箇所